

生駒市規則第 3 4 号

生駒市消防職員等立入検査証規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 2 4 年 1 1 月 7 日

生駒市長 山下 真

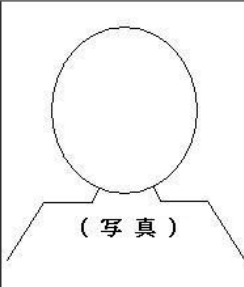
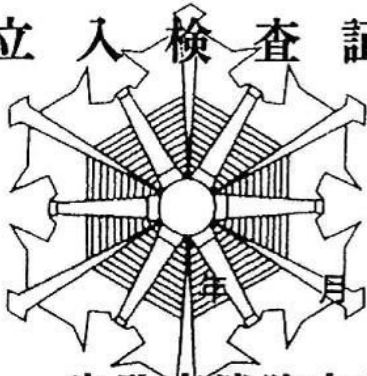
生駒市消防職員等立入検査証規則の一部を改正する規則

生駒市消防職員等立入検査証規則（平成 6 年 4 月生駒市規則第 1 7 号）の一部  
を次のように改正する。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

(表)

第 号	立入検査証	 (写真)
階 級		
氏 名		年 月 日
交付年月日	生駒市消防本部	印

(裏)

1 この証票は、消防法第4条、第4条の2、第16条の5及び第34条の規定により立入検査を行う消防職員又は消防団員が携帯する証票である。

2 この証票の取扱いについては、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 消防法の規定により関係のある場所に立ち入る場合には、携帯し、関係のある者の請求があるときには、提示すること。
- (2) いかなる理由があっても、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- (3) 紛失し、又は損傷しないよう常に注意すること。

備考

- 1 縦6センチメートル、横9センチメートルとする。
- 2 地色は白色、文字は黒色、消防章は金色とする。

附 則

この規則は、平成24年12月1日から施行する。